

議事日程第3号

令和7年 第1回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時  
令和7年3月19日(水)  
午前10時開議  
開会の場所  
錦江町役場本庁議場

- 日程第1 諸般の報告  
1) 監査の結果報告  
2) 所管事務調査の結果報告
- 日程第2 陳情第 3号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性のある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情について  
( 審査結果について、文教産業常任委員会委員長報告 )
- 日程第3 発委第 1号 持続可能な学校の実現をめざす意見書について  
( 文教産業常任委員会委員長提出 )
- 日程第4 発委第 2号 錦江町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について  
( 議会運営委員会副委員長提出 )
- 日程第5 議案第34号 令和6年度錦江町一般会計補正予算(第11号)について  
( 町長提出 )
- 日程第6 議案第35号 錦江町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について  
( 同 上 )
- 日程第7 議案第36号 第3次錦江町総合振興計画の策定について  
( 同 上 )
- 日程第8 議案第37号 令和6年度錦江町役場本庁舎屋根外壁等改修工事請負契約の締結について  
( 同 上 )

- 日程第9 同意第 1号 監査委員の選任について  
( 町 長 提 出 )
- 日程第10 同意第 2号 教育委員会委員の任命について  
( 同 上 )
- 日程第11 議案第 27号 令和7年度錦江町一般会計予算について  
( 同 上 )
- 日程第12 議案第 28号 令和7年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算について  
( 同 上 )
- 日程第13 議案第 29号 令和7年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について  
( 同 上 )
- 日程第14 議案第 30号 令和7年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について  
( 同 上 )
- 日程第15 議案第 31号 令和7年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について  
( 同 上 )
- 日程第16 議案第 32号 令和7年度錦江町水道事業特別会計予算について  
( 同 上 )
- 日程第17 議案第 33号 令和7年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算について  
( 同 上 )

( 日程第11 議案第 27号から 日程第17 議案第 33号までを一括上程、  
審査結果について、予算審査特別委員会委員長報告 )

- 日程第18 議会報告第 1号 錦江町議会改革推進会議調査特別委員会の特定事件の  
調査報告について  
( 調査報告について、議会改革推進会議調査特別委員会委員長報告 )

日程第19 議員派遣の件

日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

閉 会

## 令和7年 第1回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和7年3月19日  
召集の場所 錦江町議会議場

出席議員	1番	久保勇太	
	2番	久本晃	
	3番	厚ヶ瀬博文	
	5番	浪瀬亮祐	
	6番	染川金治	
	7番	池田行徳	
	8番	川越裕子	
	9番	小吉昭弘	
	10番	水口孝俊	
	12番	落司道子	
	13番	笹原政夫	
欠席議員			

職務のため出席した者	
議会事務局長	菖蒲洋二

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町長	新田敏郎		
副町長	有村智明		
教育長	鎌田広文		
総務課長	坪内裕二郎	住民生活課長	川路昭典
未来づくり課長	中島裕二	観光交流課長	木下勝幸
政策企画課長	高崎満広	産業建設課長	上吹越寿次
介護福祉課長	笹貫新一郎	<small>政策企画課 病院再整備対策監</small>	畠中成久
健康保険課長	宮園守	教育課長	白井寿子
住民税務課長	猪鹿倉勝志	農業委員会事務局長	坂口美智代
会計課長	藤崎みずえ	総務課財政管係長	今村学
建設課長	船迫修一	総務課総務主査	小川弘晃
産業振興課長	池之上和隆		

## 令和7年 第1回 錦江町議会定例会会議録

令和7年3月19日(水) 午前10時00分  
錦江町議会 議場

	(開議)
○笹原議長	皆さん、おはようございます。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。
	日程第1 諸般の報告
○笹原議長	<p>日程第1、諸般の報告を行います。監査委員から令和7年1月23日及び24日実施の補助団体等に関する補助団体等に関する監査結果報告書、令和7年1月23日及び24日実施の備品監査結果報告書が提出されましたので、写しをお手元に配っております。ご了承願います。</p> <p>次に、文教産業常任委員会が実施しました所管事務調査の結果について委員長から報告を求めます。10番、水口文教産業常任委員会委員長。</p>
	(水口文教産業常任委員長 登壇)
○水口文教産業常任委員長	<p>おはようございます。文教産業常任委員会の報告を行います。本委員会において、所管事務調査を実施いたしましたので、その経過と結果についてをご報告申し上げます。</p> <p>調査事件は、「スマート農業のシェアリング」についてであります。調査の経過につきましては、本委員会で、令和5年度から引き続き、「スマート農業のシェアリング」について、調査事件として調査してまいりました。</p> <p>令和5年度は、インターネットを利用して複数の事例を視聴し、県農業開発センターにおいて、ロボット田植え機等の現地調査を行いました。</p> <p>令和6年度は当初、町内のドローン等の導入事例などの現地調査を検討いたしました。作物の作付け状況や天候等により実施することができませんでしたので、畜産管理とハウス園芸におけるスマート農業について調査いたしました。</p> <p>令和6年10月29日に、畜産農家の飼養管理技術等の取組状況として、ほ乳ロボットや分娩監視システムを導入されている2つの畜産農家を現地調査し、導入及び使用状況について説明を受けました。</p> <p>令和7年1月16日に、大根占水田のハウスにおいて環境モニタリング装置を導入し、温度・湿度等をパソコンで管理されているミニトマト生産者、日射量で散水するシステム導入されているピーマン生産者を現地調査し、導入及び使用状況について説明を受けました。</p> <p>調査の結果または概要といたしまして、畜産農家の現地調査において、委</p>

員からは、「ほ乳ロボットや分娩監視カメラを導入することは、人の手を煩わせないで安心安全であり、労働力削減というようなところもある。しかし、導入当初は国の補助等があっても、大がかりな補修や更新時に多額の費用が必要となり、せっかく I Tを導入しても修繕等ができなければ継続して使えないのが実情であると思います。国及び県あたりも、当初の導入だけの補助金ではなく、後も支えていただくような支援が必要ではないか。国及び県はもちろん、町でも考えていかなければならないことと考えます。」、「飼料の高騰やせり市での子牛が安くなっており採算がとれているのかということに対して、やはり全部を通じていろいろ I Tとなると、本人の努力的な負担があるが、金銭的な負担が大き過ぎて大変であると感じました。このような機器を導入できなければ、また人件費の負担に絡んでくるので、国及び県はもちろんであるが、町も何らかの実施支援をしてあげるべきだと考えます。」というような意見がございました。

ミニトマト及びピーマン生産者の現地調査におきましては、委員からは、「若手就農者の直近の課題は、初期投資と燃料高騰等の経費増大が 1 番の問題であり、今後の新規就農者においてはスマート農業が主となるが、数百万円と追加投資が必要となり、個人調達での導入となると相当なハードルが高い現状であります。事業計画に沿った形で何らかの導入補助を検討していかないと、今後の新規就農、規模拡大を考えると、どうしても投資費用がハードルになってくるので、スマート農業に関する何らかの措置を講じていくべきではないかと思えます。」、「あちこちにある農地を一括りにするためには、農地の集約化が非常に大事であり、そうすることで水の管理も 1 箇所できれば経費も抑えられるとの説明も受けました。面積が集約されないと A I を使ったスマート農業の効力が薄いのではないかと、集約することで経費も削減できると思えます。初期投資の補助金、あるいはその改修に関わる経費の一部を補助していただくようなことと同時に、農作地を集積することで大型機械も使用できまして、一括で管理できれば効率もよくなると考えます。」、「ハウス内の温度・湿度の管理や散水の管理に、スマート農業を導入して収益が上がったということでしたが、初期投資が大変だという説明を受けました。スマート農業を広めていくには、各農家の収益が上がって力をつけないとなかなか大変であります。」、「新規就農者以外に使える町独自の補助金がないと思われませんが、既存のハウスに対してスマート農業のシステムとか、灌水装置とか導入することに対しての補助はないので、新設しないといけない部分と考えます。」というような意見がございました。

以上のような結果を踏まえ、今回調査事件として調査してきました「スマート農業のシェアリングについて」は、個々の農家で導入となる管理システム

	<p>ムなどのシェアリングについては、現段階では困難であるという判断に至りました。しかしながら、スマート農業のシェアリングは、農家所得向上の一つの手段となることから、農作業用機械等の共同導入・シェアリングについては、更に推進していくべきだと考えます。</p> <p>本町の基幹産業である農業を推進するため、労働力減少や後継者問題等の対策として、AIを活用したスマート農業の導入は重要なことでありますので、導入当初の補助はもちろん、大規模改修や更新時の補助についても検討していただき、併せて、スマート農業に関する農家への情報提供を密にさせていただくことを要望いたします。</p> <p>以上で、文教産業常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。</p>
	(水口文教産業常任委員長 降壇)
○笹原議長	次に、総務厚生常任委員会が実施しました所管事務調査の結果について、委員長から報告を求めます。9番、小吉総務厚生常任委員会委員長。
	(小吉総務厚生常任委員長 登壇)
○小吉総務厚生常任委員長	<p>本委員会において、所管事務調査を実施いたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。</p> <p>調査事件は、「台風や大雨等に対する防災対策の取組について」であります。調査の経過につきましては、令和7年1月15日に、坪内総務課長、総務課の小瀧防災専門監、黒瀬係長の出席を求め、「台風や大雨等に対する防災対策の取組について」説明を受けて調査をいたしました。</p> <p>調査の結果または概要といたしましては、総務課では、台風や大雨、地震等の発生に伴う災害対策を所管し、避難所開設や災害対応について協議を行うとともに、消防団や消防署、気象台、大隅河川国道事務所、大隅地域振興局などと連携を図りながら、全庁的に災害対策にあたっているという説明を受けました。</p> <p>台風の接近から通過して通過数日後までについては、インターネットで国内外のいろんなサイトで台風の発達具合や最接近の予定日時を、図面上のデータから計算して特別職及び各課長に報告し、また、数日前には、台風接近に備えた避難所開設に向けて、避難所用物品の払出準備等、備蓄の確認を進め、役場消防隊に対する避難所開設の際の調整を行い、台風の接近や強度により、災害警戒本部または災害対策本部を設置して、「警戒レベル3高齢者等避難」を発表するほか、最初から「警戒レベル4避難指示」を発表するかを結審して避難所を開設しているとの説明を受けました。</p> <p>台風が通り過ぎ災害発生の可能性がないと判断できれば避難情報を解除し、避難者が退所したら避難所を閉鎖撤収し、町職員による各自治会長への災害調査のための聞き取り等調査及び現地調査(災害調査)を実施し、また、</p>

復旧可能な軽微な被害は建設課等の担当課が直接対応する場合や、道路の土砂除去等を地元企業等に依頼し、通行可能になるよう対応しているとのことでした。

啓発活動については、錦江町ハザードマップを令和5年4月に各戸に配布されるとともに、土砂災害の警戒区域や津波による浸水想定区域をウェブ配信され、また、自治会から依頼があった場合、消防署や消防団の協力を得ながら、消火器の取扱い等の防災訓練を実施するほか、防災に関する重要なお知らせ情報等は、防災チラシを作成し配布するなど、防災意識の向上に努めているとの説明がございました。

また、錦江町津波防災訓練の一環として、沿岸地域の住民と一緒に津波避難訓練をこれまで3回実施し、5自治会の方々が参加されたことや、学校では、田代中学校が令和元年度から、田代小学校は令和2年度から、それぞれ継続して防災教育に取り組まれていることや、町職員において、職員参集・避難所開設訓練や、津波防災訓練等を実施しているという説明がございました。

委員からは、「避難所の中のテントについて、プライバシーの観点から、町民の全世帯の10%に当たる300張ほど用意できないか」という質疑に、「現在100張あり、インフルエンザ等のウイルスの感染防止の意味合いで使っており、プライバシーの確保もあるが、外から見えないということも、避難所管理運営にする側からすると、体調不良者に気づかないこと等もあっては困るので、人が立つ高さで見回ったら様子が伺えるような高さになっている。来年度以降、避難所にいきわたるよう数を揃える考えがあり、できるだけ早期に充実させたいという考えでいる。」、「町民が未然に災害を防止できるような対策を常にとっておかないといけないと思うが、徹底した町民への周知の仕方は、今後どのように進めているのか。」との質疑に、「防災無線と県の総合防災システムで入力すると、入力した避難情報はテレビでテロップとして流れるようになっている。MBCテレビ、南日本放送と協定を結んでおり、MBCアプリを通じて避難情報が届けられる。町のごみ収集アプリの利用が、約2千ダウンロードされているので、これに自由にメッセージ載せる形で避難情報や避難指示を出している。」、「消防団員の減少が気になるが、消防団の中で横の連携をとる体制を構築するような検討があってもいいのではないかと思うが。」という質疑に、「各分団、団員数が減ってきているので、勧誘の声をかけてもらい数人は入っている。今後、幹部会等で、分団間の協力体制についても話をしていく方向で考えている。」、「台風の時に停電で防災無線が使えない。バッテリーを大きくする対策はできないか。」の質疑に、「管理を委託している業者に確認し、今の状態が完全に停電した場合、どれ

	<p>くらいもつのか、時間が短いようであればバッテリーを大きくして待機時間を少しでも長くするのは可能か、技術的などところを確認してみる。」とのことでした。</p> <p>以上のような調査結果を踏まえ、台風や大雨等に対する防災対策において、行政ができることはある程度決まっているので、防災に対する町民の意識を更に高めるため、「みんなで助け合う」共助や「自分の身は自分で守る」自助という部分の啓発活動を引き続き推進していただくとともに、地区によっては、台風などで停電になると携帯電話が不通になり連絡できないところがあるので、災害時の通信網として確実に連絡がとれる体制や手段を検討していただくことを要望いたします。以上で、総務厚生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。</p>
	(小吉総務厚生常任委員長 降壇)
○笹原議長	これで諸般の報告を終わります。
	<b>日程第2 陳情第3号</b>
○笹原議長	日程第2、陳情第3号、「「持続可能な学校の実現、学校の実現をめざす」実効性のある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情について」を議題とします。本件について、文教産業常任委員会の委員長の報告を求めます。10番、水口文教産業常任委員会委員長。
	(水口文教産業常任委員長 登壇)
○水口文教産業常任委員長	<p>当委員会に付託された陳情第3号、「「持続可能な学校に実現をめざす」実効性のある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情について」の審査を終了いたしましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。</p> <p>当陳情は、3月3日の本会議で付託され、3月10日に委員6名のうち5名の出席があり、委員会を開催いたしました。</p> <p>学校現場が、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職の増加など、深刻な教職員不足により、子どもたちの学びに大きな支障を及ぼすことが心配されることから、持続可能な学校の実現と子どもたちの豊かな学びの保障のためには、国における更なる学校の働き方改革の推進が図られますように、国の関係機関へ意見書の提出を、強く求める陳情となっております。</p> <p>当委員会は、「学校の働き方改革について」の国の動向や本町の現状等について、説明員として教育長、教育課長及び指導主事の出席を求め調査を行い、陳情審査の参考にいたしました。審査の結果、子どもたちの豊かな学びの保障のためには、教職員の負担軽減及び長時間労働の是正を図り、教員の命と健康を守ることは、大切なこととございます。また、自治体での取組が</p>

	<p>確実に進むよう教員の配置や確保も含め、推進のために必要な財源確保等を行うことも重要であることから、本陳情の内容について理解できるものと考えます。そして、「採択すべきもの」と意見の一致をみたところでございます。なお、この陳情に対する討論はございませんでした。</p> <p>議会の議決後は、関係執行機関へ意見書の送付を行うことで決定いたしました。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。</p>
○笹原議長	これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。
	(水口文教産業常任委員長 降壇)
○笹原議長	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。「持続可能な学校の実現をめざす」実効性のある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情について」を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、陳情第3号、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性のある学校の働き方改革、長時間労働労働是正を求める意見書採択の陳情について」は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。
	<b>日程第3 発議第1号</b>
○笹原議長	日程第3、発議第1号、持続可能な学校の実現を目指す意見書についてを議題とします。お諮りします。本案は陳情書の趣旨と同一につき、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって本案は趣旨説明を省略することに決定しました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これから、発委第1号、「持続可能な学校の実現をめざす」意見書」についてを採決します。お諮りします。発議第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、発議第1号、「「持続可能な学校の実現をめざす」意見書」については、原案のとおり可決されました。お諮りします。ただいま議決されました発議第1号について、その条項、字句、数字、その他の整備を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。
	<b>日程第4 発議第2号</b>
○笹原議長	日程第4、発議第2号、錦江町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。9番、小吉議会運営委員会副委員長。
	(小吉議会運営委員会副委員長 登壇)
○小吉議会運営委員会副委員長	発委第2号、錦江町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案の趣旨説明を申し上げます。 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基盤基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に対応するとともに、規定整備を行うため、所要の改正を行い、令和7年4月1日から施行しようとするものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。
	(小吉議会運営委員会副委員長 降壇)
○笹原議長	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、発議第2号、錦江町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。発議第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、発委第2号、錦江町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	<b>日程第5 議案第34号</b>

○笹原議長	日程第5、議案第34号、令和6年度錦江町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	（新田町長 登壇）
○新田町長	<p>議案第34号、令和6年度錦江町一般会計補正予算（第11号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、補正総額は3,947万7千円の増額で、累計は86億5,251万2千円となりました。</p> <p>主な内容につきましては、歳出は、防災トイレ整備業務委託料3,598万6千円、並びに電算管理に関わる中間サーバー・プラットフォーム利用負担金を261万9千円それぞれ増額するとともに、学校給食費補助金を57万8千円減額するものであります。また、歳入につきましては、地域防災緊急整備型交付金を1,747万円、並びに防災トイレ整備事業に関わる町債を1,660万円、それぞれ増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
	（新田町長 降壇）
○笹原議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入14款国庫支出金から21款町債までと、歳出2款総務費から10款教育費まで、第2表繰越明許費補正及び第3表地方債補正を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	1番、久保議員。
○1番 久保議員	2点ほどお伺いしたいと思います。学校給食等支援事業補助金で80万の物価高騰に対する補助ということですが、以前の給食の単価と比較して、今回どの程度その単価が上昇したのか。また、当然、仕入れの野菜、米等も含めてですね、相当やっぱり高騰してると見られるんですが、当然、給食の1食当たりの単価も含めて、総額も含めてちょっとどの程度の変動がちょっと見られてるのかお伺いしたいのと、先般、防災トイレ整備事業に関して全協でご説明いただいたんですが、町内確か6箇所でしたかね、設置のご予定ということなんですが、平時も地域のちょっといろいろなイベント等で利用されるというお話だったんですけど、利用に関しての運営といいますか、管理方法等も含めてちょっと教えていただければと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。

○新田町長	まず、学校給食費の内容につきましては教育課長から、それから防災トイレの関係については、総務課長からそれぞれ答弁させます。
○白井 教育課長	はい。
○笹原議長	教育課長。
○白井 教育課長	<p>久保議員のご質問にお答えいたします。給食費の単価ということでありましたが、これは食材のということによろしいでしょうか。分かりました。</p> <p>それでしたらですね、大体平均で 105%、最大で 113%程度上がっている食材もございます。最近で言いますと、キャベツがやはり 1 キロ 700 円程度と、昨年度からすると 3 倍程度になっております。米につきましては、4 月 3,610 円だったものが、9 月以降 4,800 円になっております。令和 7 年度は、6,860 円の予定でございます。</p> <p>こういったことをもちまして、今年度、1 食当たり小学校の給食費は 240 円でしたが、令和 7 年度は 1 食当たり 290 円、中学校につきましては、290 円を 350 円ということで、第 2 回目の給食運営審議会のほうで提案しまして、了承いただいたところでございます。以上でございます。</p>
○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	総務課長。
○坪内 総務課長	<p>久保議員のご質問にお答えします。今回の防災トイレの整備事業につきましては、町内の 5 箇所の避難所、神川小学校、池田小学校、宿利原地域コミュニティセンター、あと大原小学校とでんしろう館にトイレルーム機能付きの防災倉庫や簡易トイレ、またワンタッチパーテーション、簡易ベッドを整備する計画でございます。</p> <p>この交付金につきましてはですね、ただ単に備品を購入するものだけではなくてですね、それをどういう平時に有効活用するかということも条件になっておりますことからですね、これにつきましては、通常管理は総務のほうで行いますけれども、年に数回ですね、地域の方々に、地域の方々がすぐ使えるような状態に持っていけるようにですね、防災教育を絡めた設置であったりですね、使用方法等についてですね、訓練をしていただくという計画でおります。以上です。</p>
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保議員。
○1 番 久保議員	まず給食補助に関して承知いたしまして、ご説明いただいたように作物によって本当に著しい価格上昇があるので、今こういう形ですね、補助とい

	<p>うかその値上げ分をですねしていただくということが、非常に保護者、お子様方にとって有意義かなと思います。一方でやはりこの給食を納入してる事業者さんにお話を聞きますと、やっぱりやっぱり見通しですね、この市場価格が本当に変動がやっぱり著しいということで、今後もですねやっぱり動向によってこういうふうな急激な変動が見られるかと思しますので、その都度ですねこういう形で臨機応変に対応していただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、防災トイレに関して5箇所ということで、平時がその地域利用されるということでした。管理は当然総務課でされると思うんですけど、仮にその地域利用ってなったときには、例えばその公民館でそういうふうな何ていうんでしょうね、例えば鍵の開け閉めから管理運営片づけ等までされるのか、そこら辺の地域での訓練というか、そういうふうなこともされるということだったんですが、もし次年度設置をされて利用ってなったときは、ちょっとどういうふうな形でされるのかちょっと併せて伺いたいと思います。</p>
○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	総務課長。
○坪内 総務課長	<p>まず、平時の利用等につきましては、地域行事、何かイベント等があった場合はですね、防災倉庫から備品を出しまして、トイレ利用をしていただくというふうに考えております。</p> <p>あと、緊急時につきましては、その防災トイレから備品を出してですね、トイレが使えるような状態に持っていけるようにですね、地域の方々に実際に自分たちで使用していただいて、使用方法等を学んでいただくという計画でおります。以上です。</p>
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	1番、久保議員。
○1番 久保議員	承知いたしました。当然初めてこういう防災トイレが導入されるかと思しますので、その地域ごとのですねそういうふうな利活用の訓練もされるということでしたので、ぜひ有意義に活用できるようにですね、取り組んでいただければと思います。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)

○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 34 号、令和 6 年度錦江町一般会計補正予算（第 11 号）についてを採決します。お諮りします。議案第 34 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 34 号、令和 6 年度錦江町一般会計補正予算（第 11 号）については、原案のとおり可決されました。
	<b>日程第 6 議案第 35 号</b>
○笹原議長	日程第 6、議案第 35 号、錦江町子ども子育て会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	（新田町長 登壇）
○新田町長	議案第 35 号錦江町子ども子育て会議条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、「子ども・子育て支援法」の一部改正に伴い、引用する条文の条ずれが生じることから、これを改めたいため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	（新田町長 降壇）
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 35 号、錦江町子ども子育て会議条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 35 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 35 号、錦江町子ども子育て会議条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	<b>日程第 7 議案第 36 号</b>
○笹原議長	日程第 7、議案第 36 号、第 3 次錦江町総合振興計画の策定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	（新田町長 登壇）
○新田町長	議案第 36 号、第三次錦江町総合振興計画の策定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

	同議案につきましては、令和7年3月をもって第2次錦江町総合振興計画の計画期間が終了することから、新たに第3次の総合振興計画を策定する必要があるため、本案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	1番、久保議員。
○1番 久保議員	はい。先般、全協にて説明いただきました第3次総合振興計画でございます。非常に意欲的な目標、また、町の姿等掲げられていて、しっかり実行に移していただければですね、今後の本町ですね産業基盤、人口減少、またそういったものに対して一定の歯止めがかけられるそういった内容になっているというふうにちょっと感じた次第でございますが、今後10年間の基本構想、基本計画、町の最上位の計画になるということでございますが、一方この計画の検証をですね、いろいろ数値目標も掲げられておりますが、そういうふうな数値の達成度合いまたその検証方法と、どのようにしていけるのかお伺いしたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えします。この検証方法につきましては従来と同じように、町の振興開発調査会及び地方創生推進委員会において、達成度を毎年、評価検証していくものでございます。以上です。
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	1番、久保議員。
○1番 久保議員	各種委員会協議会で検討されるということでございますが、やはりこの計画をですねしっかり実行し、また、目標を達成するということですね、毎年度されることによって、今後5年10年本当に非常に本町にとって重要な機会になると思いますので、検証をもとにですね、しっかりとしたこの計画に則って取り組んでいただければというふうに思うところでございます。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)

○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 36 号、第 3 次錦江町総合振興計画の策定についてを採決します。お諮りします。議案第 36 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 36 号、第 3 次錦江町総合振興計画の策定については、原案のとおり可決されました。
	<b>日程第 8 議案第 37 号</b>
○笹原議長	日程第 8、議案第 37 号、令和 6 年度錦江町役場本庁舎屋根外壁等改修工事請負契約の締結についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 37 号、令和 6 年度錦江町役場本庁舎屋根外壁等改修工事請負契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、令和 7 年 3 月 7 日に条件付一般競争入札に付した錦江町役場本庁舎屋根外壁等改修工事につきまして、請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保議員。
○1 番 久保議員	本案件でございますが、前回、全協で再入札を行うということでご報告を受けた案件でございました。 今回、条件特にその算定のまた数値等見直されてされたと思うんですが、今回の入札に関しましてどのような結果といたしますか、経緯も含めて、前回、確か 3 社が検討されてましたが、全て途中で辞退されたというふうなお話だったんですが、今回はどのような形だったのかお聞かせいただければと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	総務課長に答弁させます。
○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	総務課長。

○坪内 総務課長	今回の条件付の入札結果につきましては、3社から参加申込みがありまして、入札については1社が棄権、2社が入札したというところでございます。以上です。
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	1番、久保議員。
○1番 久保議員	棄権された会社さんもあったというところでございますが、この見直し後の単価といいますか数字とはちょっと前回やっぱりそれが原因で再入札ってなったかと思うんですが、今回、数値等のそういうふうな算定に関してはもう間違いはなかったというふうな認識でよろしかったでしょうか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えします。内容については、適正価格で積算をしておりますので、今回は間違いございません。以上でございます。
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	1番、久保議員。
○1番 久保議員	しっかりとした算定でされたということで、承知をいたしました。やはり前回の全協でもいろいろ先輩議員からもご意見があったんですが、やっぱりこういった大きな事業でございますので、今後もしっかりとしたチェック体制を敷かれて、ミスがないように執行されるようお願いしたいと思います。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第37号、令和6年度錦江町役場本庁舎屋根外壁等改修工事請負契約の締結についてを採決します。お諮りします。議案第37号は、このとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第37号、令和6年度錦江町役場本庁舎屋根外壁等改修工事請負契約の締結については、このとおり可決されました。
	<b>日程第9 同意第1号</b>
○笹原議長	日程第9、同意第1号、監査委員の選任についてを議題とします。本案に

	ついて提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	同意第1号、監査委員の選任につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 現委員の中村貢氏の任期が、令和7年4月30日をもちまして満了となりますことから、引き続き、同氏を選任したいので、議会の同意を求めます。ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、同意第1号、監査委員の選任についてを採決します。お諮りします。同意第1号は、これに同意することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、同意第1号監査委員の選任については同意することに決定しました。
	<b>日程第10 同意第2号</b>
○笹原議長	日程第10、同意第2号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	同意第2号、教育委員会委員の任命につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 現委員の谷口ゆり子氏の任期が、令和7年4月28日をもちまして満了となりますことから、新たに川崎里栄氏を任命したいので、議会の同意を求めます。ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、同意第2号、教育委員会委員の任命につ

	いてを採決します。この採決は起立によって行います。同意第2号、教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の方は起立願います。
	(起立する者あり)
○笹原議長	起立多数です。着席願います。したがって同意第2号、教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。
	<p>日程第11 議案第27号</p> <p>日程第12 議案第28号</p> <p>日程第13 議案第29号</p> <p>日程第14 議案第30号</p> <p>日程第15 議案第31号</p> <p>日程第16 議案第32号</p> <p>日程第17 議案第33号</p>
○笹原議長	日程第11、議案第27号、令和7年度錦江町一般会計予算について、日程第12、議案第28号、令和7年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第13、議案第29号、令和7年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について、日程第14、議案第30号、令和7年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、日程第15、議案第31号、令和7年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、日程第16、議案第32号、令和7年度錦江町水道事業特別会計予算について、日程第17、議案第33号、令和7年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算についての7議案を一括議題とします。本件について、審査の経過及び結果について、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。1番、久保予算審査特別委員会委員長。
	(久保予算審査特別委員長 登壇)
○久保予算審査特別委員長	<p>それでは、去る令和7年3月3日の本会議において、予算審査特別委員会に付託されました案件について審査を終了しましたので、その経過と結果について報告いたします。</p> <p>なお、審査については、議長を除く11名の議員により構成されたものでありましたので、その内容については、要約して述べることにいたします。</p> <p>当委員会に付託されました議案は、各会計予算案7件で、3月4日から3月7日にかけて、4日間にわたって審査いたしました。</p> <p>まず、初日に現地調査を行い、町道鶴戸野新田線側溝改修工事のほか3件について、各関係課から資料の提出を求め、町長及び副町長をはじめ、関係課長、担当職員を同行して説明を求めながら、町内一円にわたって、調査を行いました。その後、本庁3階委員会室においては、意見集約を行い、全て</p>

の事業において、公益性や緊急性、あるいは、利用率、効果等を十分に勘案され、住民の利益と福祉の向上を図る上からも取り組むべきものでありました。

2日目からは、書類審査に入り、課ごとに審査する形式で審査を行いました。審査は、議案第27号、令和7年度錦江町一般会計予算と7会計について、議会事務局及び監査委員事務局の所管する予算から審査を行い、その後も、予算を所管する関係課において審査を行いました。各議案審査の中で述べられた主な質疑応答、意見等については、配付しました委員長報告のとおりとなります。

まず、第27号、令和7年度錦江町一般会計予算については、「子育て支援住宅をPFI方式であったが、どのようなものか。」との質疑に対し、「今回、PFI方式を取り入れた理由は、従来の公共事業より安価にできること、工期の短縮が見込めることなどコストを抑えるためこの手法を導入したところである。今回は、PFI方式のうちBT方式を採用し、建築後、町に名義を変更して、その後の管理は町で行う予定である。」などの質疑応答、意見があり、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号、令和7年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算については、質疑応答、意見があり、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号、令和7年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算については、質疑応答はなく、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第30号、令和7年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算については、質疑応答、意見があり、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第31号、令和7年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算については、質疑応答はなく、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第32号、令和7年度錦江町水道事業特別会計予算については、質疑応答、意見があり、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第33号、令和7年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算に

	<p>については、質疑応答、意見があり、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。以上、予算審査特別委員会委員長報告を終わります。</p>
○笹原議長	<p>これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
	<p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
○笹原議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
	<p>(久保予算審査特別委員長 降壇)</p>
○笹原議長	<p>ここで5分間休憩をいたします。次は11時5分から始めます。</p>
	<p><b>休憩 11:00</b> <b>再開 11:05</b></p>
○笹原議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。これから、案件ごとに討論採決を行います。まず、議案第27号、令和7年度錦江町一般会計予算について討論を行います。討論ありませんか。</p>
	<p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第27号、令和7年度錦江町一般会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第77号、令和7年度錦江町一般会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。</p>
	<p>(起立する者あり)</p>
○笹原議長	<p>起立多数です。着席願います。したがって、議案第27号、令和7年度錦江町一般会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。次に、議案第28号、令和7年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。</p>
	<p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第28号、令和7年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号、令和7年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。</p>
	<p>(起立する者あり)</p>
○笹原議長	<p>起立多数です。着席願います。したがって、議案第28号、令和7年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。次に、議案第29号、令和7年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。</p>
	<p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>

○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第 29 号、令和 7 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案について委員長の報告は可決です。議案第 29 号、令和 7 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。</p>
	(起立する者あり)
○笹原議長	<p>起立多数です。着席願います。したがって、議案第 29 号、令和 7 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。次に、議案第 30 号、令和 7 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第 30 号、令和 7 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 30 号、令和 7 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。</p>
	(起立する者あり)
○笹原議長	<p>起立多数です。着席願います。したがって、議案第 30 号、令和 7 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。次に、議案第 31 号、令和 7 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第 31 号、令和 7 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 31 号、令和 7 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。</p>
	(起立する者あり)
○笹原議長	<p>起立多数です。着席願います。したがって、議案第 31 号、令和 7 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。次に、議案第 32 号、令和 7 年度錦江町水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第 32 号、令和 7 年度錦江町水道事</p>

	業特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 32 号、令和 7 年度錦江町水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
	(起立する者あり)
○笹原議長	起立多数です。着席願います。したがって、議案第 32 号、令和 7 年度錦江町水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。次に、議案第 33 号、令和 7 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 33 号、令和 7 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 33 号、令和 7 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
	(起立する者あり)
○笹原議長	起立多数です。着席願います。したがって、議案第 33 号、令和 7 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。日程第 18、議会報告第 1 号、錦江町議会改革推進会議調査特別委員会の特定事件の調査を報告についてを議題とします。議会改革推進会議調査特別委員会から議会改革推進会議調査特別委員会の特定事件の調査報告をしたいとの申出があります。本件は申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議会改革推進会議調査特別委員会の特定事件の調査報告を受けることに決定しました。議会改革推進会議調査特別委員会委員長の発言を許します。10 番、水口議会改革推進会議調査特別委員会委員長。
	(水口議会改革推進会議調査特別委員長 登壇)
○水口議会改革推進会議調査特別委員長	本委員会において、調査いたしました事件についてを報告いたします。令和 3 年 6 月 11 日開催の 6 月定例会において、議長を除く議員を委員とする「議会改革推進調査特別委員会」が設置され、これまで調査してまいりました。 調査事件といたしましては、本町議会において、議会基本条例を議会運営の基本規範と位置づけ、開かれた議会、町民参加の議会、存在感のある議会、信頼される議会を築くことを目的といたしまして議会改革に継続的に取り

組んでいくために調査してまいりました。

これまでの調査の経過または概要については、令和3年度から令和5年度はそれぞれ中間報告を行っております。また、令和6年度においても9月の定例会において、調査事件「議員定数・議員報酬」についての中間報告を行っておりますので、令和6年度の概要及びまとめの報告を申し上げます。

第1回特別委員会を令和6年5月16日に開催し、議員定数10名で議会運営をされている東串良町議会を訪問調査いたしました。

2回目を6月7日に開催し、令和6年度の調査事件を昨年を引き続き「議員定数、議員報酬」についてとすることを決定し、また、9月までに最終結論を出すことを再確認いたしました。

第3回目を6月30日に開催し、議会報告会の資料について、内容の精査及び説明者の確認を行うとともに、当日の会場準備等について協議を行いました。7月3日、4日、5日の3日間で6会場において、議会報告会を開催いたしまして、議会の1年間の活動報告や参加されました町民の方々と意見交換をさせていただきました。全戸配布のチラシや防災無線による周知を図りましたが、62名の参加者でありました。今後は、議会のあるべき姿、議員の責務など、分かりやすい議会運営の推進、町民の皆様と身近な議会づくりを行っていくためにも、より良い議会報告会の開催に向けて検討していきたいと考えております。

第4回目を8月26日に開催し、議員定数におけるこれまでの調査結果を踏まえ協議した結果、定数を2名削減する意見でまとめ、結論といたしまして、議員定数を12名から10名にすることで決定いたしました。なお、議員報酬については、引き続き協議していくことといたしました。

第5回目を9月5日に開催し、議員報酬の見直しに伴う主な算定根拠として、「比較方式」、「充当方式」、「原価方式」について調査・検討した結果、各議員の独自の議員活動を把握し、原価方式による議員報酬を試算して、改めて協議することといたしました。

6回目を9月12日に開催し、令和5年度の議会・議員の活動日数をもとに、原価方式の算定モデルによる議員報酬の適正水準について調査・検討した結果、原価方式による算定が適当であると判断いたしました。

第7回目を9月18日に開催し、議員報酬の増額見直しをすること、算定基準は原価方式にすること、原価方式により算出された額をもとに2万円増額とすること、議長等役職者の報酬は現行の議員報酬に対する比率とすることを委員会の意見とすることに決定いたしました。

9月25日の9月議会定例会最終本会議におきまして、議員定数については、人口減少を大きな要因として、自治会や地区公民館などの行政の協働が

	<p>推し進められたことにより、議員の役割が変わってきたことや、これまでの議会改革の取組による議会運営の合理化が図られたことで一定の削減が可能と判断できること、定数削減しても民意の反映や議会運営は各議員の努力により遂行可能であることから、現定員の12名から10名に定数削減する条例改正を行いました。また、議員報酬については、地域の実情や議員の活動状況、物価の動向等に応じた議員報酬の水準の在り方、地方分権改革による議会の役割の高まりとともに、議員の成り手確保のためや議員定数削減に伴う守備範囲の広がりなどを考慮いたしまして、議員報酬を増額すべきであると中間報告をいたしました。</p> <p>第8回目を12月5日に開催し、議会報告会で出された町執行機関への意見・要望の対応について、執行部からの回答内容について確認いたしまして、議員相互の共通理解を図るとともに、令和7年2月発行の議会だより80号に掲載いたしましたところでございます。</p> <p>第9回目を令和7年3月10日に開催し、令和6年度の調査報告について確認をいたしました。令和6年度は、「議員定数・議員報酬」についての議論や調査・検討が主な活動となりましたが、特定事件の調査活動については、議員自ら問題点をとらえ、これらの問題点を改善改革するためにどのような措置をすればよいのか考え、その改善策・対応策を探るための研修・調査については、今後も積極的に取り組んでいくことといたしました。</p> <p>「議会広報モニター制度について」は、まだ実施に至っておりませんが、議会報編集委員会と連携いたしまして、よりよい広報紙づくりのためにも、協議・検討を続けていかなければならないと考えております。モニターにつきましては、議会、議員の働きを本町町民に実感してもらい、潜在的な成り手の育てる効果が期待できます。</p> <p>そのほか、町内各種団体との意見交換会につきましては、議員自らが計画を立て、積極的に団体等に働きかけていくことといたしました。以上で、議会改革推進会議調査特別委員会の特定事件の調査報告を終わります。</p>
	(水口議会改革推進会議調査特別委員長 降壇)
○笹原議長	これで議会改革推進会議調査特別委員会委員長の報告を終わります。
	<b>日程第19 議員派遣の件</b>
○笹原議長	日程第19、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

	<b>日程第 20 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件</b>
○笹原議長	日程第 20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。議会運営副委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。副委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、副委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和 7 年第 1 回錦江町議会定例会を閉会します。
	<b>散会 11 : 24</b>